

# 海南市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年4月1日

告示第74号

改正 平成24年6月19日告示第143号

令和2年3月30日告示第33号

令和5年3月29日告示第39号

令和8年3月31日告示第39号

## (目的)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用のための費用の全部又は一部を助成することにより、後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人の生活を守ることができるよう支援することを目的とする。

## (助成の対象者)

第2条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、認知症高齢者又は知的障害者若しくは精神障害者で、かつ助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものであって、次の各号のすべてに該当する者

- (1) 本市に住所を有する者（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び2項の規定に基づく本市以外の市町村の介護保険被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項又は第4項の規定に基づく本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者を除く。）、介護保険法第13条第1項又は2項の規定に基づく本市の介護保険被保険者又は障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定に基づく本市が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (2) 判断能力が不十分な認知症高齢者又は判断能力が不十分な知的障害者若しくは精神障害者

## (助成額)

第3条 成年後見審判の申立て費用の助成額は、請求に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「請求に要する費用」という。）とする。

2 後見人等に対する報酬の助成額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条、別表第1第13の項、第31の項又は第50の項に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、次の各号に定める額を上限に、対象者等の所得及び資産状況等を勘案して市長が決定する額とする。

(1) 対象者の生活の場が在宅の場合 月額28,000円

(2) 対象者の生活の場が別表左欄に掲げる法律に規定する同表右欄に掲げる施設等及びこれらに類する施設等として市長が認める施設の場合 月額18,000円

3 前項の規定にかかわらず、対象者が死亡した場合は、遺産から後見人等に対する報酬の支払ができない場合に限り、その範囲内において助成する。

(申請)

第4条 助成金を申請できる者は、対象者又は対象者の代理人としての後見人等(以下「申請者」という。)とする。ただし、対象者が死亡したときは、当該対象者の死亡時において後見人等であった者が申請することができる。

2 申請者が助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業申請書により、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、実態を調査し助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、申請者に対し速やかに成年後見制度利用支援事業決定通知書により通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者は、請求書により、当該決定された助成金を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者に対して助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(様式)

第8条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月19日告示第143号）

この告示は、平成24年6月19日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第143号）

この告示は、令和2年3月22日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第39号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第39号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

法律	施設等
生活保護法（昭和25年法律第144号）	・ 保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される施設
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	・ 老人短期入所施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム
介護保険法（平成9年法律第123号）	・ 特定施設 ・ 介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）	・ サービス付き高齢者向け住宅
医療法（昭和23年法律第205号）	・ 病院 ・ 診療所

